

「中国の社会保障制度」の内容（講演録）

沙 銀華

今日は中国の社会保障問題に関してご説明させていただきます。まず中国の社会保障の体系に関してご説明させていただきます。次に社会保障制度の現状に関して、これを中心として説明致します。最後に今後の課題に関して述べさせていただきます。

中国の社会保障体系に関してお話しすると、まず、中国の社会保障制度は社会保険、社会救済、社会福祉、および軍人優遇という四つの分野に分かれているのですが、今回は社会保険を中心に説明させていただきます。

中国の社会保障制度の現状に関してお話しすると、まず新しい中国をつくった時点で、労働保険条例というものが1951年にできました。これは、養老問題といった年金の制度とか医療等、例えば死亡、出産・育児等の労災を一括して、中国の国有企业の中で労働保険として、生まれてから死ぬまで完全にカバーされるという保険制度です。しかし、この時点での中国の企業の雇用制度は日本の今の雇用制度と少し違い、やはり社会主义制度の中の労働制度なので、職員労働者にとって、企業はいわゆる「主人」なんです。そういう中で、医療等はすべて、完全に企業によってカバーされるのですが、年金も今の年金制度とは概念が違い、例えば定年退職後は生活費だけ支払われます。ここで指摘したいのは、このような社会保障制度はすべての国民を対象にしていないということです。都市部のみ、しかも一部の条件を満たした企業の職員労

働者、政府と党の幹部のみを対象とした保険制度なのです。総人口の7割以上を占める農民は対象から排除されております。このような社会保障（いわゆる「企業保険」といわれておりますが）では、すべての負担を会社が負担し、個人は一切負担しません。

しかし70年代後半に入ってから中国は改革開放をはじめ、定年退職者も急増しており、老朽化した国有企业は企業保険を負担できなくなるという事態が発生しております。国有企业の多くは長期にわたって赤字経営を続けているため、年金支給とか医療保険費の支給が困難な状態になり、一部の国有企业では、給料も支払うことができません。年金の支払いや医療費などの支払い義務を果たせない状態が続いています。そこで90年代から中国の社会保障制度の改革がはじまりました。改革というより、実は根本的な制度の転換という方がいいと私は思っているのですが、企業がすべてを100%カバーするという企業保険から社会保険になったわけですが、これは本格的な社会保険とは言えません。なぜならば70%あるいは80%の農民はカバーされていないからです。ですから一部の都市部だけの社会保障といえると思います。この社会保険の根本的な特徴は、その財源が、企業側と個人と国の三者負担ということですが、詳しくは次にご紹介させていただきます。

まず、年金保険制度について少しご説明させていただきます。養老保険制度は日本の年金保険制

度とよく似ているので、ここでは年金保険と言わせていただきます。年金制度の根幹は基本年金なのですがけれども、実は中国の年金制度は三重構造になっています。まず基本年金というものがあります。この基本年金の上に日本とヨーロッパ諸国に似た企業年金があって、企業年金の上にまた個人年金という三重構造になっているのですが、これはまだまだ計画中で完全には実施されていない制度です。今実施されているのはいわゆる基本年金の制度です。この基本年金は個人が一部を負担し、会社も一部を負担するのですが、個人負担の率はこれから年々少しずつ引き上げていくことになっており、自分の平均賃金の8%まで負担しなければなりません。さらに、企業は職員全員の平均賃金の20%まで負担するのですが、いくら個人負担が増加しても会社の負担は軽減されません。

次に、医療保険制度について簡単に説明させていただきます。中国の医療保険制度は公費医療制度というか、いわゆる完全に無料であり、例えばいくら病気になっても医療費は完全に会社側が負担して、個人は一切出さないという形になります。もちろんこれは国有企業と都市部の集団企業に限られているのですが、しかし計画体制に慣れた国有企業等では、企業経営状況が悪化して医療費用の負担に耐えられない企業が急増しており、年々増えている状態です。また、医療保険制度は、年金保険とほぼ同じ制度になっており、年金保険の場合は、被保険者の保険料は個人口座に入れ、企業側が負担する一部の掛け金を個人の口座に入れのですけれども、医療保険料も同じです。まず自分の平均賃金の2%が、個人口座の中に積み立てられます。会社側が負担した保険料の一部も個人の口座の中に入れるということになります。どういうふうに使うかといいますと、まず医療費用を給付するときは給付スタートラインがありますが、もしこれ未満の場合、全額自分の負担になります。この自己負担といいますのは、まず自分が積み立

てている医療の口座の中のお金で払って、もし足りなかったら自分のポケットから払うということになります。その次に給付のスタートラインを超えたら、最高給付ラインまでの間は医療保険基金から支払われますが、しかしこれは全額ではなく、金額の一部です。大体10%ぐらい、あるいは20%ぐらいで、各地方によって違うのですが、これは自分で負担しなければならないことになります。最高の給付ラインを超えると完全に自己負担になります。最高給付ラインは、自分の年収の4倍です。平均年収の4倍を超えると、完全に自己負担になります。

次に失業保険と一時帰休、レイオフ救済制度に関して簡単に説明させていただきます。第一に失業保険による救済に関して、まず中国の失業率ですが、公的統計データから見るとかなり低くなっています。1999年も3.1%しか報告されておりません。しかし問題になるのは統計に出ていない部分がかなりあって、これはいわゆる一時帰休、レイオフ者です。このレイオフは西側の国のレイオフ制度とは少し違います。一時帰休したら再び企業に復帰することはできません。自分の再就職先を探さなければならないことになります。これを合わせると、3.1%ではなく8%を超えることになります。失業救済金の給付基準に関しては、各地方政府で基準が違うのですが、最低賃金以下、最低生活水準以上の間で救済金額を決めます。最低賃金といいますのは各地方政府から毎年公布されています。最低生活水準も政府から公布されています。この二つには格差があるのですが、一応この間で決めればいいということになります。

もう一つ、一時帰休者の救済に関して説明させていただきます。まず一時帰休者はもしレイオフされたら家で待機することになりますが、これは本当の待機ではなく、必ず再就職センターに入会しなければなりません。なぜならばこの人は会社との労働契約いわゆる雇用契約はまだ解約されていま

せん。この点に関しては、このセンターに入会して再就職の教育を受けて再就職の斡旋もこのセンターがやってくれるということになります。もちろん一時帰休者の生活費もセンターから支払われます。このセンターはどういうものかといいますと、国と会社と社会という三者がつくったもので、一時帰休者の生活負担および一時帰休者の社会保険料の納付に関する費用の負担に関しては、国は3分の1、会社が3分の1、もう3分の1は社会、地方政府が負担しなければいけないということになります。ちなみに国務院が2001年1月1日から一部の都市で再就職センターを閉鎖するということを発表しました。問題になるのは、これはいつから施行されるか、もちろん1月1日からなんですが、いつまでやるか、あるいはほかの都市はどうすればいいか、これに関してはいまだに公表されていません。ただ閉鎖ということが一応公布されています。

次に、労災保険制度の概要に関して簡単に説明させていただきます。労災保険に関しては、つい最近、90年代前後に史上最悪の記録を更新しました。1990年代に国有企業と都市部の集団企業、農村企業、外資系企業および私営企業で死傷者がかなり出ています。(この労災保険制度は、日本の制度とよく似ていますが、)どういうふうに補償されるか、中国ではまだ全国的に統一されていません。1951年にできた旧制度をまだ援用しているので、これから整備するという段階です。この労災制度の内容は、五つの分野に分かれのですが、傷病という場合は、もし介護が必要な場合は賃金のどれくらいになると、月給の何%ぐらい払うとか、これは例えば身体障害になる場合はどういう基準か、労働鑑定委員会が地方政府が制定している検定基準に従って救済金を払うということになります。しかし、労災保険基金は中国ではまだ全国統一されていません。これから設定するところです。

出産・育児保険の概要に関して非常に簡単に説明させていただきます。この制度は日本ではまだ

まだこれから整備するという話を聞きましたが、中国ではこの制度だけは既に整備されています。これは一人っ子政策と非常に関連性があります。簡単に説明しますと、一人っ子政策に違反する者は、保険の対象にはなりません。保険料の負担については、企業が全額を負担し、個人からは徴収しないということになります。政府が財政専用基金を負担します。この出産・育児保険の根本的な内容として、56日の出産有給休暇を受けられるのですが、1984年からこれは90日に変わりました。経営が非常によい企業なら1年の有給休暇を与えるケースもあります。

最後に、今後の課題に関して、二つ問題を指摘したいと思います。一つは高齢少子化による中国の一人っ子政策の影響に関して説明させていただきます。21世紀の前半、2020年から2030年まで、中国は少なくとも15億の総人口を有するという予測があります。最新のデータはまだ出ておりませんから何とも言えませんが、今までの人口の増加率から推測すれば、やはり21世紀の前半には15億になるのではないかと思われます。それと同時に中国の就労人口は16歳から定年までの人口なのですが、2020年には10億に達します。もう一つは高齢者人口が2040年に3億人を超えるという予測があります。言い換れば21世紀の20年代から40年代の間に、中国では人口が引き続き増加する一方で人口の高齢化が進み、就労人口への負担が重くなるということですが、そのときに年金保険や医療保険、失業保険等、さまざまな制度に関して大きな影響が出ると考えられます。今後この人口の変動を左右する人口政策と社会保障制度の動きについては大変注目すべきところではないかと思います。

2番目に農村部の社会保障制度の構築に関しては、私は21世紀の中国にとって非常に大きな問題ではないかと思います。中国において農村の総人口は国の総人口の7、8割を占めておりますが、農

村部では都市部のような社会保障制度はほとんど導入されておりません。沿海部の豊かな農村部のみ、農作業をする労働者に一定の福祉を与えていきますが、内陸部に行くと経済格差も深刻で、ほとんどこういう制度は導入されておりません。そういう農村部の社会保障制度の整備は中国の社会保障改革にとって重要な意味があり、それを実現

させるためにまだまだ多くの課題を乗り越えなければなりません。21世紀前半に農村部の社会保障制度の導入に関して各種の難題を解決することができるかどうか、中国における社会保障制度の改革にとって重要なポイントになるのではないかと考えております。

(Sha YinHua ニッセイ基礎研究所副主任研究員)